

関東大学女子軟式野球連盟 事務局に関する内規

(目的)

第1条 この内規は関東大学女子軟式野球連盟規約第24条に基づき、本連盟事務局に関する事項を定める。

(事務局員)

第2条 事務局は、理事会において選出された事務局長及び理事会において承認された局員によって構成する。

(任期)

第3条 事務局長の任期は、本連盟規約第14条に准ずる。

2. 事務局員の任期は各年度末までとする。
3. 事務局長、事務局員ともに再任は妨げない。

(業務)

第4条 事務局の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会において議決された活動事項に関する庶務
- (2) 本連盟における会議運営に関する庶務
- (3) 全日本大学女子野球連盟他、他団体との交渉に関する庶務
- (4) 渉外窓口
- (5) その他連盟の目的達成に必要な事業

(内規の改正)

第5条 本内規の改正は理事会にて行なう。

附 則

本内規は、平成24年4月1日より施行する。